

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

水道機工（株） 東京都世田谷区桜丘5-48-16
令和5年5月1日～令和5年8月31日（4ヶ月）
地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）
令和5年5月1日～令和5年10月31日（6ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）
令和5年5月1日～令和5年7月31日（3ヶ月）
地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

（株）水機テクノス 東京都世田谷区桜丘5-48-16
令和5年5月1日～令和5年7月31日（3ヶ月）
地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）
令和5年5月1日～令和5年8月31日（4ヶ月）
地域2（東北支社が所掌する区域）、地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である水道機工（株）、（株）水機テクノスは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（営業停止【水道機工（株）】22日間・【（株）水機テクノス】15日間）を受けた。

さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内